

J:COM WiMAX +5G S サービス利用規約

株式会社ジェイコム札幌

株式会社ジェイコム東京

株式会社ジェイコム千葉

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

土浦ケーブルテレビ株式会社

株式会社ジェイコムウエスト

株式会社ケーブルネット下関

株式会社ジェイコム九州

2024 年 5 月 1 日

目次

第1章	総則	4
第1条	(適用)	4
第2条	(規約の変更等)	4
第3条	(用語の定義)	4
第2章	契約	5
第1節	契約条件	5
第4条	(契約の単位)	5
第5条	(契約期間)	5
第2節	契約申込み	5
第6条	(申込みの方法と承諾)	5
第7条	(契約の成立、契約締結後書面の交付等)	6
第8条	(初期契約解除等)	6
第3節	契約変更	7
第9条	(契約者の氏名等の変更)	7
第10条	(申込時所要事項の変更)	7
第4節	契約解除	7
第11条	(契約の解除)	7
第3章	サービス	7
第1節	J:COM WiMAX +5G S サービス	7
第12条	(J:COM WiMAX +5G S サービス)	7
第13条	(提供区域)	8
第2節	通信	8
第14条	(通信の制限)	8
第3節	サービスの停止・中止等	9
第15条	(利用の一時中断および休止)	9
第16条	(利用の停止)	9
第17条	(利用の中止)	9
第4章	料金	9
第1節	料金	9
第18条	(料金の適用)	9
第2節	料金の支払い義務	10
第19条	(初期費用の支払い義務)	10
第20条	(基本利用料の支払い義務)	10

第 21 条(その他の料金の支払い義務)	10
第 2 節 延滞利息	11
第 22 条(延滞処理)	11
第 5 章 機器等	11
第 23 条(J:COM WiMAX +5G S 対応機器および契約者端末)	11
第 24 条(機器の故障交換)	12
第 25 条(UIM カードの貸与)	13
第 6 章 損害賠償	14
第 26 条(無保証)	14
第 27 条(免責事項)	14
第 28 条(技術仕様等の変更)	15
第 7 章 雑則.....	15
第 29 条(債権譲渡)	15
第 30 条(契約者の地位の承継)	15
第 31 条(権利譲渡等の禁止)	16
第 32 条(利用に係る契約者の義務)	16
第 33 条(無線事業における利用の禁止)	16
第 34 条(契約者に係る情報の利用)	16
第 35 条(法令に規定する事項)	17
第 36 条(準拠法)	17
第 37 条(専属的合意管轄裁判所).....	17
第 38 条(反社会的勢力の排除)	17
料金表	19
別記	21
附則	24

第1章 総則

第1条(適用)

表題記載の各社のうち、契約者が申込を行った会社（以下「当社」といいます。）は、この J:COM WiMAX +5G S サービス利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）により、J:COM WiMAX +5G S サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条(規約の変更等)

当社は、本規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条(用語の定義)

本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「J:COM WiMAX +5G S サービス」とは、UQ コミュニケーションズ株式会社が提供する UQ 通信サービスを利用して WiMAX 2+通信、LTE 通信、5G 通信を提供するサービスをいいます。
- (2) 「J:COM WiMAX +5G S 契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、本サービスを利用する旨の申込みを行った者をいいます。
- (4) 「J:COM WiMAX +5G S 契約者」とは、本サービスを契約している者をいいます。
- (5) 「J:COM WiMAX +5G S 対応機器」とは、本サービスを利用するためのアンテナおよび無線送受信装置であって、当社が J:COM WiMAX +5G S 契約者に販売する本サービスの利用に必要な機器をいいます。
- (6) 「販売契約」とは、当社が販売する J:COM WiMAX +5G S 対応機器の販売契約をいいます。
- (7) 「契約者端末」とは、本サービスを利用するために J:COM WiMAX +5G S 契約者が保有する、パーソナルコンピュータなどの機器をいいます。
- (8) 「UIM カード」とは、契約者識別番号その他情報を記憶することができる IC カードであって、当社が本サービスを提供するものをいいます。

- (9)「提携事業者」とは、別記1に定める会社を指します。
- (10)「UQ mobile 自宅セット割インターネットコース」とは、UQ コミュニケーションズ株式会社が提供する携帯電話サービスと特定の固定回線もしくは Wi-Fi ルーター等との組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。
- (11)「au スマートバリュー」とは、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービスと特定の固定回線もしくは Wi-Fi ルーター等との組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。

第2章 契約

第1節 契約条件

第4条(契約の単位)

当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者ごとに1の J:COM WiMAX +5G S 回線を提供します。

- 2 J:COM WiMAX +5G S 契約者が1の J:COM WiMAX +5G S 回線で利用できる J:COM WiMAX +5G S 対応機器は1つまでとします。当社は、本サービスがこの J:COM WiMAX +5G S 対応機器以外のアンテナおよび無線送受信装置により利用出来ることを保証しません。
- 3 当社が別に定める J:COM WiMAX +5G サービス利用規約に定める J:COM WiMAX +5G 契約者は、本サービスを契約することはできません。ただし、J:COM WiMAX +5G サービスを解約後、本サービスを契約する場合には、この限りではありません。

第5条(契約期間)

本サービスは契約期間の定めはありません。

第2節 契約申込み

第6条(申込みの方法と承諾)

本サービスの申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。ただし、当社が認めた場合、この限りではありません。

- 2 当社は、申込みを受け付けた順に従って承諾し、J:COM WiMAX +5G S 契約者として登録します。
- 3 当社は、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) J:COM WiMAX +5G S 回線を提供することが、運用上または技術上著しく困難なとき
- (2) 申込者が、当社が別に定めるインターネット接続サービス、放送サービス、もしくは電話サービスの利用がある場合に、当該別に定めるサービスを、一時中断、休止、もしくは利用停止された状態のとき
- (3) 申込者が、本サービスに係る料金その他の債務（この規約に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下、同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき

- (4) 第1項に基づき提出された加入申込書その他に不備があるとき
- (5) 申込者が未成年者であり、かつ、親権者または未成年後見人の同意が得られない場合
- (6) 本規約に違反するおそれがあると認められるとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第7条(契約の成立、契約締結後書面の交付等)

申込者の申込みを当社が承諾した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

- 2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。
- 3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。
 - (1) 電磁的方法による交付
 - (2) 紙面による交付

第8条(初期契約解除等)

- 1 J:COM WiMAX +5G S 契約者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により利用契約および販売契約の解除を行うことができます。本項による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 2 契約者が、契約締結後書面を受領した日の以降に、別途販売契約の申込みを行った場合、「J:COM WiMAX +5G S 対応機器に関する特定商取引法に基づく表示」の受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録により当該販売契約の申込みの撤回または当該販売契約の解除を行うことができます。
- 3 前二項の規定による契約の解除は、同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- 4 第1項に基づき、利用契約の解除を行う場合、販売契約も同時に解除されるものとします。
- 5 第1項および第2項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者はJ:COM WiMAX +5G 対応機器を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 6 前項の規定により当該J:COM WiMAX +5G 対応機器の当社への返却がなされない場合、契約者はJ:COM WiMAX +5G 対応機器の購入代金相当額の支払いの責任を負うものとします。

- 7 第1項および第2項の規定による申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 8 第1項および第2項の規定の他、申込者は当社に対し、契約成立日の前日までに申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は、申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第3節 契約変更

第9条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第10条(申込時所要事項の変更)

契約者は、申込み時の所定事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。

第4節 契約解除

第11条(契約の解除)

J:COM WiMAX +5G S 契約者が J:COM WiMAX +5G S 契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定める方法により通知することとします。

- 2 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が本規約に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合、予告なく J:COM WiMAX +5G S 契約を解除することがあります。
- 3 前項に基づき当社が J:COM WiMAX +5G S 契約を解約した後、J:COM WiMAX +5G S 契約者は利用していたものと同一の UIM カードを利用することを定める J:COM WiMAX +5G S 契約を締結することは出来ません。なお、販売契約に基づき提供された J:COM WiMAX +5G S 端末を第8条に基づき解除した後、同一の J:COM WiMAX +5G S 端末を販売することを定める販売契約を締結することもできません。

第3章 サービス

第1節 J:COM WiMAX +5G S サービス

第12条(J:COM WiMAX +5G S サービス)

本サービスは、UQ コミュニケーションズ株式会社が提供する UQ 通信サービスを利用して当社がインターネット接続環境を提供するサービスです。

第 13 条(提供区域)

本サービスの提供区域は、UQ コミュニケーションズ株式会社が指定するホームページ
(<https://www.uqwimax.jp/wimax/area/map/default/>) に掲示します。

2 前項に定める提供区域内であっても、電波状況などの環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

第 2 節 通信

第 14 条(通信の制限)

1. 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が一定期間内に大量のデータ通信のご利用をされた場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。
2. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。当社は、その場合において、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社または UQ コミュニケーションズ株式会社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは本規約に定める本サービスの利用を一時的に中断することがあります。
4. 当社または提携事業者が設置する電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときには、事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急に行なうことを要する通信を優先的に取り扱うため、以下の電気通信設備を優先して通信の復旧を行います。

修理または復旧する電気通信設備
気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの

第3節 サービスの停止・中止等

第15条(利用の一時中断および休止)

J:COM WiMAX +5G S 契約者は、本サービス利用の一時中断および休止をすることができません。

第16条(利用の停止)

当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間)、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
 - (2) 契約の申込みに当たって、当社に事実と反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき
 - (3) 本規約に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
 - (4) 本規約に違反した恐れのある J:COM WiMAX +5G S 契約者を調査するとき
 - (5) 前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービスに関する当社もしくは提携事業者の業務の遂行もしくは電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条(利用の中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または提携事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 提携事業者が本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合
- 2 前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金

第1節 料金

第18条(料金の適用)

本サービスの料金は、初期費用(契約事務手数料)、基本利用料(月額利用料)およびその他の料金とし、料金表に定めるところによります。

- 2 料金の支払方法は、当社が別記3に定めるところによります。

第2節 料金の支払い義務

第19条(初期費用の支払い義務)

J:COM WiMAX +5G S 契約者は、本規約に規定する申込みを行い当社がこれを承諾したときは、初期費用（契約事務手数料）に関する料金の支払を要します。

第20条(基本利用料の支払い義務)

J:COM WiMAX +5G S 契約者は、J:COM WiMAX +5G S 契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日が属する月の翌月の初日から起算して契約の解約または解除があった日の属する月までの期間（期間は月単位とします）について、当社が料金表に規定する基本利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、次の表に掲げる場合、当該表の「支払いを要しない料金」の支払を要しません。

区分	支払いを要しない料金
J:COM WiMAX +5G S 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。

3 以下の各号の場合は、前項の限りではありません。

- (1) 自然災害その他当社の責に帰する事のできない事由による場合
- (2) 第16条および第17条に基づく利用停止があった場合

4 当社は、支払を要しないこととされた基本利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第21条(その他の料金の支払い義務)

J:COM WiMAX +5G S 契約者は、本規約に規定する販売契約、契約解除およびUIMカード再発行の手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、その他の料金に関する料金の支払を要します。

第 2 節 延滞利息

第 22 条 (延滞処理)

J:COM WiMAX +5G S 契約者が、当社への債務の支払いを遅滞したときは、当月の支払期日に支払が無い場合で、翌月分とあわせて支払うこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、延滞手数料（600 円（税込 660 円））を加算して当社に支払うものとします。なお、J:COM WiMAX +5G S 契約者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2 J:COM WiMAX +5G S 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残金全額に対し、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

3 第 1 項の延滞処理にもかかわらず、J:COM WiMAX +5G S 契約者が、当社への債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

4 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第5章 機器等

第 23 条 (J:COM WiMAX +5G S 対応機器および契約者端末)

本サービスの利用には、J:COM WiMAX +5G S 対応機器および契約者端末が必要となります。

2 申込者は、販売契約の締結にかかる申込みをすることができ、当社は、当該申込みが行われた日にこれに応じるものとします。ただし、第 6 条第 3 項所定の事由が認められた場合、成立した販売契約を解除します。

3 J:COM WiMAX +5G S 対応機器および契約者端末の準備、設置等および維持管理は、J:COM WiMAX +5G S 契約者の費用と責任において行うものとします。

4 当社は、契約者の使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器に異常がある場合およびその他本サービスの円滑な提供に支障がある場合、利用者に対し、当社または提携事業者による当該 J:COM WiMAX +5G S 対応機器の J:COM WiMAX +5G S 回線への接続が提携事業者の定める端末技術基準等に適合するか否かの検査を受けることを要求できるものとし、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、自らの費用負担にて当該検査に応じるものとします。

- 5 J:COM WiMAX +5G S 契約者の使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」といいます。）の規定に基づき、提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられた時は、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、自ら使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 18 号。）に適合するよう、その修理等を行うものとします。当社は J:COM WiMAX +5G S 契約者に対し、当該修理等が完了した J:COM WiMAX +5G S 対応機器について、電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、自らの費用負担にて、当該検査に応じるものとします。
- 6 当社は、第 4 項または第 5 項に基づき、J:COM WiMAX +5G S 契約者の使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器が当該条項に定める基準・規則等に適合していると認められない時は、J:COM WiMAX +5G S 契約者への本サービスの利用を中止・解約等できるものとします。
- 7 第 5 項に規定する検査のほか、J:COM WiMAX +5G S 契約者の使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器について電波法に基づく検査を受ける必要がある場合の取り扱いについては、第 4 項および前項の規定を準用するものとします。
- 8 第 5 項に規定する場合のほか、当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者の使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器について、J:COM WiMAX +5G 回線との接続の正常性等を確認するための試験を実施することが必要であると判断した場合、提携事業者が指定する機関が行う検査を受けるよう、J:COM WiMAX +5G S 契約者に対して協議を申し入れることができるものとします。当該試験の結果、当該機関がその正常性等を確認できないと判断した場合は、J:COM WiMAX +5G S 契約者は当該 J:COM WiMAX +5G S 対応機器を使用しないものとします。
- 9 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が、J:COM WiMAX +5G S 対応機器および契約者端末の選択を誤ったため、または、故障その他瑕疵等のため、本サービスを正常にまたは全く利用できなかった場合も、何ら責任を負いません。
- 10 端末機器代金については、別に定めるところによります。
- 11 当社が別に定める J:COM WiMAX +5G サービス利用規約に定める J:COM WiMAX +5G 対応機器については、本サービスでご利用できません。

第 24 条(機器の故障交換)

J:COM WiMAX +5G S 対応機器を J:COM WiMAX +5G S 契約者が当社から購入した場合、配送当初から当社の責めに帰すべき事由なく正常に動作しない状態である場合、またはその他 J:COM WiMAX +5G S 契約者の責めに帰すべき事由により故障した場合には、J:COM WiMAX +5G S 契約者の負担にて、当社が別途定める事業者にて J:COM WiMAX +5G S 対応機器の修補を行うものとします。

- 2 前項の別途定める事業者での本人確認のため、当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者の氏名、生年月日、住所、電話番号ならびに J:COM WiMAX +5G S 契約の料金プランの内容および契約状況等の情報を当該事業者に通知します。
- 3 J:COM WiMAX +5G S 契約者が J:COM WiMAX +5G S 対応機器の利用を停止、廃棄されても、本サービスは解除となりません。第 11 条（契約の解除）に基づき、当社が別途定める手続に従って行った場合のみ受け付けます。

第 25 条 (UIM カードの貸与)

本サービスの利用には、当社から UIM カードの貸与を受けることが必要となります。当社は、かかる貸与のため、J:COM WiMAX +5G S 契約成立後当社所定の期間内に、J:COM WiMAX +5G S 契約者が第 6 条（申込みの方法と承諾）に定める申し込み時に当社に申告した住所へ、当社所定の配送業者による宅配便等を利用して UIM カードと J:COM WiMAX +5G 対応機器、もしくは UIM カードのみを配送します。

- 2 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者に対し、本サービスの利用に係る UIM カードの使用のみを許諾するものとします。UIM カードの所有権は当社または当社に UIM カードを貸与する第三者が保有します。
- 3 J:COM WiMAX +5G S 契約者は、UIM カードを善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- 4 J:COM WiMAX +5G S 契約者は、UIM カードが故障した場合または紛失した場合、当社が料金表に定める UIM カード再発行手数料の支払うことを要します。
- 5 UIM カードの修理の受付、紛失した場合の再発行その他保守は、提携事業者またはその委託先（併せて以下「UIM カード保証履行者」といいます。）が行います。J:COM WiMAX +5G S 契約者は、前項で定める UIM カード再発行手数料を UIM カード保証履行者へ支払うものとします。
- 6 J:COM WiMAX +5G S 契約が解除その他により終了した場合、当社は UIM カードの返還または廃棄のいずれかを J:COM WiMAX +5G S 契約者に要求することができ、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、かかる要求に応じなければなりません。返還または廃棄の方法は当社が別途指定するものとします。

- 7 前項に従い当社から UIM カードの返還の要求を受けた場合、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、UIM カードを返還する場合、UIM カードに含まれるプログラム、データ等を、J:COM WiMAX +5G S 契約者の責任において消去したうえで、当社所定の方法により、速やかに当社に返還しなければなりません。この場合において、消去を行わないまま当社に返還された場合、当社は、当該プログラム、データ等の漏洩等につき、一切の責任を負わず、また、当該プログラム、データ等を自由に処分できます。また、J:COM WiMAX +5G S 契約者が UIM カードとともに、UIM カード以外の物品等を当社に送付したときは、当社は、当該物品等を受領してから 60 日が経過した後、当該物品等を廃棄することができ、J:COM WiMAX +5G S 契約者は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。なお、当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者の物品等の保管義務を負うものではありません。
- 8 UIM カードの電気通信番号は、音声通信目的での発信、着信等には利用できません。

第 6 章 損害賠償

第 26 条(無保証)

当社は、本サービスについて、第 13 条（提供区域）に定めるほか、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、を含め、何らの保証も行いません。

第 27 条(免責事項)

当社は、当社が販売する J:COM WiMAX +5G S 対応機器の商品性または J:COM WiMAX +5G S 契約者の使用目的への適合性等に関してもいかなる保証も行わないものとします。

- 2 本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの 1 ヶ月分の月額利用料を上限として当該損害を補償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。
- 3 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、提携事業者の運用する無線基地局設備から J:COM WiMAX +5G S 契約者の回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 4 当社または提携事業者は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が一定期間内に大量のデータ通信を継続的に発生させる場合、および J:COM WiMAX +5G、J:COM WiMAX +5G S 契約者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や速度を制限することができます。

- 5 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者が本サービスの利用に用いる J:COM WiMAX +5G S 対応機器が窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと当社もしくは提携事業者が判断した場合、または、かかる J:COM WiMAX +5G S 対応機器の取得に係る代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）が履行されていないと当社が判断した場合は、その J:COM WiMAX +5G S 対応機器を用いての本サービスによる通信の利用を制限することがあります。
- 6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。当社および提携事業者は、かかる破損または滅失により J:COM WiMAX +5G S 契約者に生じる損害等について、何ら責任を負いません。
- 7 当社は、本サービスの提供に用いる電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備を意味します。）の修理または復旧等を行うにあたり、その電気通信設備に記憶されている内容が変化または消失したことにより J:COM WiMAX +5G S 契約者に損害が生じた場合において、かかる損害が当社の故意または重大な過失により生じたものでないときは、これを賠償する責任を負いません。

第 28 条(技術仕様等の変更)

当社は、本サービスにかかわる技術仕様、その他の提供条件などの変更に伴い、J:COM WiMAX +5G S 契約者が使用する J:COM WiMAX +5G S 対応機器の改造、交換または撤去等を要する場合も、その費用について負担しないものとします。

第 7 章 雑則

第 29 条(債権譲渡)

契約者は、当社が有する、契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 30 条(契約者の地位の承継)

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類をそえて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。
- 4 第 1 項及び第 2 項の届け出をし、契約者の地位の承継をした相続人は、当社が別に定める手続に関する料金を支払いいただきます。

第 31 条(権利譲渡等の禁止)

契約者は、前条による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第 32 条(利用に係る契約者の義務)

J:COM WiMAX +5G S 契約者には、次のことを守っていただきます。

- (1) J:COM WiMAX +5G S 対応機器を変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) UIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記 4 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

第 33 条(無線事業における利用の禁止)

J:COM WiMAX +5G S 契約者は、J:COM WiMAX +5G 回線を自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話等に係る電気通信事業をいいます。）の用に供してはならないものとします。

第 34 条(契約者に係る情報の利用)

当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社もしくは提携事業者が提供するサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款等または提携事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、J:COM WiMAX +5G S 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、およびサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報について、当社プライバシーポリシーおよび本条に基づき適切に取り扱います。

2 当社は、J:COM WiMAX +5G S 契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- (1) J:COM WiMAX +5G S 契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、および料金請求や収納業務等のため
- (2) J:COM WiMAX +5G S 契約者の個人情報を利用し、営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため
- (3) J:COM WiMAX +5G S 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため
- (4) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため

第 35 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 36 条（準拠法）

この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 37 条（専属的合意管轄裁判所）

J:COM WiMAX +5G S 契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（反社会的勢力の排除）

契約者および当社は、現在または過去 5 年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。違反した場合は本サービスを解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者または当社が、第 1 項の規定にもとづく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に本サービスを解除することができるものとします。

料金表

(料金表の適用)

本サービスに関する料金額の適用については、この料金表の規定によります。

1. 初期費用

契約事務手数料	3,000 円 (税込 3,300 円)
---------	----------------------

2. 基本利用料

本サービスには、次表の種別があります。

J:COM WiMAX +5G S 月額利用料 (1 ヶ月目から 13 ヶ月目)	3,880 円 (税込 4,268 円) (※1) (※2)
J:COM WiMAX +5G S 月額利用料 (14 ヶ月目以降)	4,500 円 (税込 4,950 円)
オプションサービス月額利用料	1,000 円 (税込 1,100 円) (※3)
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額 (※4)
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 (※4)

(※1) 過去に本サービスを利用したことのある J:COM WiMAX +5G S 契約者については、14 ヶ月目以降の月額利用料 (税込 4,950 円) を適用します。

(※2) 過去に本サービスを利用したことのない J:COM WiMAX +5G S 契約者は、本サービスの利用登録完了日を含む月の月額利用料金を無料で利用することができます。

(※3) J:COM WiMAX +5G S 契約者がプラスエリアモード (4GLTE(800MHz 帯域)および 5G(700MHz 帯域)) を利用した場合、翌月の利用料に追加してお支払いいただきます。ただし、本契約において UQ mobile 自宅セット割インターネットコースまたは au スマートバリューの適用を受けている場合は UQ または au が定める期間の支払いを要しません。(本契約における UQ mobile 自宅セット割インターネットコースまたは au スマートバリューの適用に関しては au へのお申し込みが必要です)

(※4) ※2 に基づき、月額利用料金が無料となる月も発生いたします。

3. その他の料金

J:COM WiMAX +5G S 対応機器	モバイルルーター タイプ	25,200 円（税込 27,720 円）
	ホームルーター タイプ	25,200 円（税込 27,720 円）
UIM カード再発行手数料	3,000 円（税込 3,300 円）（契約事務手数料として請求 します）	

別記

1 提携事業者

JCOM 株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社

2 新聞社、放送事業者又は通信社の基準

第 14 条（通信の制限）に定める修理又は復旧する電気通信設備で優先するべきとする新聞社、放送事業者又は通信社の基準は以下の通り。

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 発行部数が、1 の表号について 8,000 部以上あること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 料金の支払方法

- (1) 契約者は料金について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (2) 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
- (3) クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- (4) 第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- (5) 契約者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。

- (6) 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
- (7) 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
- (8) 当社は、前項の方法で計算した利用料(月額)を、原則、当該月内に請求するものとします。
- (9) なお、当社が掲示するインターネット接続サービス契約約款別表 1 に定める地域以外に居住する方が契約する際には、当社所定の申込書に記入の上、クレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。

4 本サービスの利用における禁止行為

- (1) 犯罪や違法行為、またはそれに結びつくおそれのある情報などを掲載し、または他者に掲載等をさせることを助長する行為
- (2) 当社を含む他者の権利、知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為
- (3) 当社を含む他者を誹謗中傷する行為等、または当社を含む第三者に不利益を与える行為、他者への不当な差別し、もしくは差別を助長し、その名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 当社のインターネット接続サービスの信用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為
- (5) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) 詐欺、児童買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、または結び付くおそれの高い行為
- (7) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示させる行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示もしくは文書を記載、掲載する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社を含む他者の設備（電気通信設備およびコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、または消去、破壊、および不正にアクセスする行為、またはこれらを助長する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

- (11) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為、およびコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為
- (12) 当社を含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為およびそれを行うツールの使用や配布
- (13) ネットワーク調査ツールの使用や配布
- (14) 当社および他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為
- (15) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

J:COM WiMAX +5G S サービス利用規約

附則

(実施期日)

本規約は、2023 年 7 月 5 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 5 月 1 日から実施します。

今回の改定実施につき、本規約の料金表 2 基本利用料に定める「オプションサービス月額利用料（プラスエリアモード）」のご請求月については、以下の通り変更します。

改定前	改定後
J:COM WiMAX +5G S 契約者がプラスエリアモード（4GLTE(800MHz 帯域）および 5G(700MHz 帯域)）を利用した場合、その月の利用料に追加してお支払いいただきます。	J:COM WiMAX +5G S 契約者がプラスエリアモード（4GLTE(800MHz 帯域）および 5G(700MHz 帯域)）を利用した場合、翌月の利用料に追加してお支払いいただきます。

この改定規定は 2023 年 7 月 5 日に遡って適用します。